

外断熱建築アドバイザー制度要綱

2010年6月1日

特定非営利活動法人 外断熱推進会議

外断熱建築アドバイザー制度要綱

第1章 総則

第2章 外断熱建築アドバイザーの応募要件、応募申請および登録

第3章 外断熱建築アドバイザーの業務等

第4章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「NPO法人 外断熱推進会議」(以下「当法人」という)が行う、外断熱建築の普及を図るための外断熱建築アドバイザー(技術アドバイザーおよびマネジメントアドバイザー、以下「アドバイザー」)の登録および業務に関する事項を定め、アドバイザーによる的確な指導を推進することにより環境性能に優れた建築物の普及推進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 技術アドバイザー

外断熱建築について専門的知識・技術を有する者で、当法人が外断熱建築の技術指導・普及に関し的確である者として認定し、技術アドバイザーとして登録者名簿に登録された方とします。

(2) マネージメントアドバイザー

外断熱建築について専門的知識・運営管理のノウハウを有する者で、当法人が外断熱建築の運営管理の指導・普及に関し的確である者として認定し、マネージメントアドバイザーとして登録者名簿に登録された方とします。

(外断熱建築アドバイザー認定委員会)

第3条 当法人は「外断熱建築アドバイザー制度」を円滑に実施するために、外断熱建築アドバイザー認定委員会を設置します。

第2章 アドバイザーの応募要件、応募申請および登録

(応募要件)

第4条 外断熱建築技術アドバイザー・マネージメントアドバイザーの応募要件は、「NPO法人 外断熱推進会議」の正会員または賛助会員(個人・企業)であることとします。

(応募申請)

第5条 外断熱建築アドバイザーの認定を受けようとする方は(以下「申請者」という)、次に掲げる応募審査書類を「NPO法人 外断熱推進会議」理事長宛に提出してください。

- (1) 外断熱建築アドバイザー応募申請書（様式 1）
 - (2) 免許・資格・経歴等を証明するもの（別紙 1, 2）
 - (3) 「自己PR、外断熱建築についての考え方」（別紙 3）
 - (4) 実務経験証明書（別紙 4）
- （認定・登録）

第 6 条 理事長は、前条による申請があった場合には、理事長が委嘱した NPO 法人外断熱推進会議の会員等で構成される「外断熱建築アドバイザー認定委員会」（以下「認定委員会」という。）の意見を聴き認定を行います。認定された方は、当法人「外断熱建築アドバイザー登録簿」に登録されます。

（有効期間・更新等）

第 7 条 アドバイザーの任期は登録簿に掲載後 3 年度とします。その後の更新については、3 年以内に「NPO 法人 外断熱推進会議」が行う「外断熱建築講習会」の受講（および審査試験の合格）を条件として更新されます。

（外断熱建築アドバイザーの登録抹消）

第 8 条 当法人は、外断熱建築アドバイザーが次の各号に該当する場合には、速やかに当該アドバイザーの登録を抹消します。

- (1) アドバイザーから、アドバイザー登録抹消の申出があったとき。
- (2) 第 9 条の規定により、登録取消処分となったとき。
- (3) 所属企業及び当該者が当法人を退会した時。

（登録の取消）

第 9 条 当法人は、アドバイザーが次の各号に該当する事実がある場合は、当該アドバイザーの登録の取消しを行います。

- (1) アドバイザーが業務に関し、法令に基づく懲戒処分を受けたとき。
- (2) アドバイザーが業務に関し、不誠実な行為を行ったとき。
- (3) アドバイザーが禁固以上の刑に処されたとき。
- (4) その他、この制度の実施に関して阻害するような行為を行ったとき。

第 3 章 アドバイザーの業務等

（外断熱建築アドバイザーの業務）

第 10 条 技術アドバイザーの業務は、次の各号とします。

- (1) 外断熱建築の技術についての普及・啓蒙および指導。
- (2) 外断熱建築の改修技術についての普及・啓蒙および指導。
- (3) 外断熱推進会議外断熱建築推奨基準（2009 年）の告知・普及

第 11 条 マネージメントアドバイザーの業務は、次の各号とします。

- (1) 外断熱建築の「運営管理・税務・関係法令等」マネージメントについての普及・啓蒙および指導。

(2) 外断熱建築の改修に関する「運営管理・税務・関係法令等」マネジメントについて普及・啓蒙および指導。

(3) 外断熱推進会議外断熱建築推奨基準（2009年）の告知・普及

第12条 アドバイザーの活動対象および派遣対象

外断熱建築アドバイザーは、それぞれの業務内容について以下の活動を行うこととします。

- ・ 一般消費者向けのセミナーなどでの普及・啓蒙活動。
- ・ 建築関係の団体（設計事務所、建設会社、工務店および業界団体など）への普及・啓蒙活動
- ・ 不動産関係の団体（不動産会社、不動産販売会社、宅地建物取引会社および業界団体など）への普及・啓蒙活動
- ・ 建物管理関係の団体（ビル・マンション管理会社、建物に関する保険会社、建物を保有する企業・個人およびこれらに関する団体）への普及・啓蒙活動
- ・ 自治体等への普及・啓蒙活動

（派遣申し込み）

第13条 当法人は、各種団体からのアドバイザーの派遣の申し込みがあった場合、アドバイザーを選定し派遣することができるものとします。

2 当法人は、各種団体へ外断熱建築説明会・セミナー等へのアドバイザーの派遣を呼び掛ける活動を行います。

（アドバイザーの派遣）

第14条 当法人は、第10条・第11条に記載する各団体（以下「各種団体」という）からの、アドバイザーによる外断熱建築に関する説明会、セミナー等の申出があった場合、アドバイザーを選定し派遣を依頼します。

（派遣アドバイザーの選定・派遣の通知）

第15条 当法人は、各種団体よりアドバイザーの派遣の依頼があった場合、登録されたアドバイザー名簿から適切と判断したアドバイザーを選定し、当該各種団体へ派遣する旨通知します。

（派遣料）

第16条 当法人は、各種団体等からのアドバイザー派遣の依頼があった場合、その内容に基づいて派遣料について協議を行い、派遣料の額を決めます。

第4章 雑則

付則

この制度は、2010年6月1日から実施する。